



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第14号

今回のテーマ：最低給与基準（2018年9月現在）

直近、中国人力資源社会保障部は全国各地域の最低給与基準を発表した。そのうち、最上位は上海（2420元/月）である。

<出典：人民日報 のWEIBO>

主な内容

全国各地域の最低月額給与基準 (2018年9月現在)

地域	基準実行日	最低月額給与基準（単位：元）				
		第一ライン	第二ライン	第三ライン	第四ライン	第五ライン
北京	2018.09.01	2,120				
天津	2017.07.01	2,050				
河北	2016.07.01	1,650	1,590	1,480	1,380	
山西	2017.10.01	1,700	1,600	1,500	1,400	
内モンゴル	2017.08.01	1,760	1,660	1,560	1,460	
遼寧	2018.01.01	1,620	1,420	1,300	1,120	
吉林	2017.10.01	1,780	1,680	1,580	1,480	
黒龍江	2017.10.01	1,680	1,450	1,270		
上海	2018.04.01	2,420				
江蘇	2018.08.01	2,020	1,830	1,620		
浙江	2017.12.01	2,010	1,800	1,660	1,500	
安徽	2015.11.01	1,520	1,350	1,250	1,150	
福建	2017.07.01	1,700	1,650	1,500	1,380	1,280
江西	2018.01.01	1,680	1,580	1,470		
山東	2018.06.01	1,910	1,730	1,550		
河南	2017.10.01	1,720	1,570	1,420		
湖北	2017.11.01	1,750	1,500	1,380	1,250	
湖南	2017.07.01	1,580	1,430	1,280	1,130	
広東	2018.07.01	2,100	1,720	1,550	1,410	
内：シンセン	2018.07.01	2,200				
広西	2018.02.01	1,680	1,450	1,300		
海南	2016.05.01	1,430	1,330	1,280		
重慶	2016.01.01	1,500	1,400			
四川	2018.07.01	1,780	1,650	1,550		
貴州	2017.07.01	1,680	1,570	1,470		
雲南	2018.05.01	1,670	1,500	1,350		
チベット	2018.01.01	1,650				
陝西	2017.05.01	1,680	1,580	1,480	1,380	
甘肅	2017.06.01	1,620	1,570	1,520	1,470	
青海	2017.05.01	1,500				
寧夏	2017.10.01	1,660	1,560	1,480		
新疆	2018.01.01	1,820	1,620	1,540	1,460	

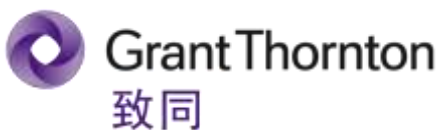
全国各地域の最低時給基準

(2018年9月現在)

地域	基準実行日	最低時給基準 (単位: 元)				
		第一ライン	第二ライン	第三ライン	第四ライン	第五ライン
北京	2018.09.01	24.0				
天津	2017.07.01	20.8				
河北	2016.07.01	17.0	16.0	15.0	14.0	
山西	2017.10.01	18.5	17.4	16.3	15.2	
内モンゴル	2017.08.01	18.6	17.6	16.5	15.5	
遼寧	2018.01.01	16.0	14.0	11.8	10.6	
吉林	2017.10.01	17.0	16.0	15.0	14.0	
黒龍江	2017.10.01	16.0	13.0	12.0		
上海	2018.04.01	21.0				
江蘇	2018.08.01	18.5	16.5	14.5		
浙江	2017.12.01	18.4	16.5	15.0	13.6	
安徽	2015.11.01	16.0	14.0	13.0	12.0	
福建	2017.07.01	18.0	17.5	16.0	14.6	13.6
江西	2018.01.01	16.8	15.8	14.7		
山東	2018.06.01	19.1	17.3	15.5		
河南	2017.10.01	16.0	14.5	13.0		
湖北	2017.11.01	18.0	16.0	14.5	13.0	
湖南	2017.07.01	15.0	13.4	12.4	11.6	
広東	2018.07.01	20.3	16.4	15.3	14.0	
内: シンセン	2018.07.01	20.3				
広西	2018.02.01	16.0	14.0	12.5		
海南	2016.05.01	12.6	11.7	11.3		
重慶	2016.01.01	15.0	14.0			
四川	2018.07.01	18.7	17.4	16.3		
貴州	2017.07.01	18.0	17.0	16.0		
雲南	2018.05.01	15.0	14.0	13.0		
チベット	2018.01.01	16.0				
陝西	2017.05.01	16.8	15.8	14.8	13.8	
甘肅	2017.06.01	17.0	16.5	15.9	15.4	
青海	2017.05.01	15.2				
寧夏	2017.10.01	15.5	14.5	13.5		
新疆	2018.01.01	18.2	16.2	15.4	14.6	

以上

© 2018 致同会計事務所 (特殊普通パートナーシップ)。版權所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。
 致同会計事務所 (特殊普通パートナーシップ) はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL (致同国際) 及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL (致同国際) 及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL (致同国際) はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL (致同国際) 及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。
 当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同 (Grant Thornton) は一切の責任を負いません。